

## 報告第7号

### 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成25年9月12日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

#### 理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成25年9月4日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成25年9月2日付け財-170により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成25年度秋田県一般会計補正予算（第4号）（教育委員会に関する事項）

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
11			災害復旧費		2,506		2,506	
	4		文教施設災害復旧費		2,506		2,506	
		1	県立学校施設等災害復旧費		2,506		2,506	
			県立学校施設等災害復旧事業費	01 県立学校施設等災害復旧事業	2,506		2,506	豪雨被害対策等による補正 災害査定調査に要する経費
合計					2,506		2,506	